

5. 公共施設

5-1. 公共施設に関する現状と課題

本市では、少子高齢化や人口・世帯数の減少による地域コミュニティの希薄化、公共施設や生活利便施設の郊外への移転などにより、日常生活や各種活動における利便性の低下が懸念されています。

そのため、民間の生活利便施設を含め、行政施設、教育施設、コミュニティ施設、保健・医療・福祉施設、文化施設等の既存の公共施設を中心として地域活動の拠点として活用し、利便性の向上を図ることにより、コミュニティの再生、地域活力の向上を図る必要があります。

また、公共施設の機能向上・移転集約のみならず、多くの人々が利用する施設については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮する等、誰もが利用しやすい施設づくりを行う必要があります。

公共施設等の再配置や再整備に当たっては、可能な限り既存施設の長寿命化対策を施すなどにより有効活用し、次代に多大な経済的負担を残さないことや、可能な限り廃棄物を排出せず、新エネルギーの活用を進め、省エネルギーによりエネルギー使用量を削減するなど、地球温暖化対策にも寄与することが求められています。

5-2. 公共施設の基本方針

適正な施設配置を行うとともに、新たなニーズに対応できる公共施設の活用

(1) ユニバーサルデザインに配慮した整備

人口減少、少子高齢化に対応した都市づくりを進めるため、民間の生活利便施設を含め、行政施設、教育施設、コミュニティ施設等の公共施設や保健・医療・福祉施設、文化施設等について、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもから高齢者、障がい者など誰もが利用しやすい施設とします。

(2) 適正な配置による都市機能の集約化

多数の市民が利用する行政サービス施設、医療・福祉施設、文化施設などの都市機能の集約化や民間の生活利便施設を含め、教育施設、コミュニティ施設等の公共施設のコミュニティの拠点として活用を図るため、土地利用の基本方針に基づき、建て替え、移転時の適正な配置や都市機能の集約化を行います。

(3) 既存施設の有効活用などによる環境への負担軽減

既存の施設については、その機能が十分に発揮されるよう、災害や防犯などに対する安全性の確保や利便性の向上に努めるとともに、修繕・改修などの更新を重点的に実施します。また、長期的な視点に立ち、既存施設の更新費用の平準化やライフサイクルコストの縮減、施設の長寿命化などを行い、都市の持続可能な発展を図ります。

(4) コスト意識を重視した公共施設の維持管理

持続可能な施設活用を行うためには、コスト意識を重視した施設更新を行う必要があります。行政コスト計算書の導入など、透明性のある仕組みの導入を検討し、適正な維持管理を図ります。

5-3. 公共施設の方針

(1) 基本的考え方

土地利用の基本方針に基づき、公共施設等を都市機能拠点ゾーンへ集約して都市のコンパクト化を図るとともに、生活利便施設やコミュニティ関連施設をコミュニティの拠点へ集積するなど、公共施設等の適正配置・集約化を進め、都市の生活利便性の向上を図ります(図4.18参照)。公共施設の再配置・再整備には、持続可能な施設活用の仕組みを検討した上で既存施設を有効に活用し、省エネルギー化を積極的に活用することにより、財政健全化や地球温暖化対策にも寄与します。

※公共施設等の適正配置・集約化のイメージ

公共施設等の建て替えが必要となった際に、事業手法の検討を行った結果、移転建て替えが適しているとなった場合に、適正配置・集約化を進める。

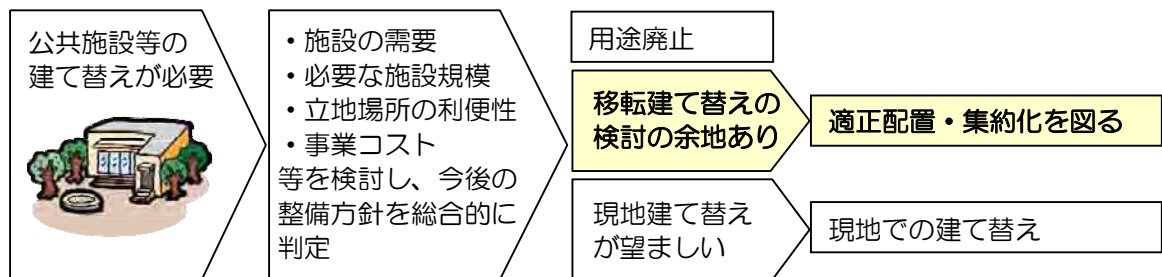


図 4.18 公共施設等の適正配置・集約化のイメージ

(2) 整備方針

1) 行政施設

これまで進めてきた官庁街の形成を継続し、市役所をはじめとする既存の官公庁施設を適切に維持し、老朽化した建物の更新を行いながら市民の利便性、行政サービスの効率化、質向上を図ります。

- ・図書館の市役所庁舎への移転
- ・市立病院の建て替え事業の継続
- ・消防本部庁舎の移転建て替えの検討
- ・その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業



図 4.19 建設中の市立病院 (H22 現在)

2) 文化施設

滝川市文化センター、こども科学館、美術自然史館、郷土館を中心としたゾーンについては、既存の文化・教育施設を維持・活用し、公共交通のネットワーク化による利便性の向上を図ります。

- ・文化センターや空知教育センターの移転、既存施設の有効活用(滝川市耐震改修促進計画等)
- ・その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業

3) 福祉施設

社会的な支援を必要とする人が円滑に在宅サービスを利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、老人保健施設(ナイスケアすずかけ)、老人福祉施設(緑寿園)を中心とした施設機能等、今後の超高齢化社会を見据えた在宅福祉機能の充実を図ります。

また、障がい者や障がい者支援団体の活動拠点、障がい者と市民との交流拠点としての身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンターが一体となって障がい者の社会参加機会の充実を図ります。

さらに、少子化は進んでいますが、保育ニーズは増加傾向にあることから、現在の6箇所体制を当面は維持し、子育てのより良い環境づくりを進めます。

- 中央保育所分園（H22年度予定、一部増築）、二の坂保育所（H23年度予定）の耐震改修
- 高齢者向け共同住宅の供給促進
（参考：関連計画）○第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～H23年度）
○滝川市保育計画（H22～H26年度）
○滝川市障がい者計画（H20～H24年度）
○第2期滝川市障がい福祉計画（H21～H23年度）
- 空き店舗や空き家の活用などによる小規模な福祉サービス施設の立地を誘導

4) スポーツ施設

石狩徳富河川緑地(航空公園)、滝の川公園の既存運動公園のエリアについては、周辺の自然環境との調和や市民の利用度を考慮し、長期的な視点に立って老朽施設の改修を計画的に進めます。

- 滝川スポーツセンター、青年体育センターの耐震診断、耐震改修（滝川市耐震改修促進計画）
- その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業

5) その他の施設

■学校施設（コミュニティ拠点の形成）

小学校については、小学校区を基本としたコミュニティ街区(※)の小学校を含むエリアをコミュニティ活動の拠点とし、公民館、住区基幹公園、民間の小規模商業施設などの生活利便施設、コミュニティ関連施設等をコミュニティ拠点に集約し、PTAや町内会を中心とした地域活動の拠点エリアを形成します。

※現時点の小学校区を基本として設定するが、学校の適正配置の検討により学校区の変更が生じた場合には、その時点のコミュニティの状況を勘案した上でエリアの変更を検討する。

- 滝川市立西高等学校の施設、設備の改修
- 國學院大學北海道短期大学の既存施設の維持管理、地域の生涯学習の拠点施設としての有効活用
- 学校の適正配置計画作成（H22）
小・中学校については、滝川市立小・中学校適正配置基本方針に基づき、学校規模（小学校12～18学級、中学校6～18学級）と配置の適正化（学校規模の基準を下回る場合に統廃合等について検討）を推進します。
- 学校施設の耐震改修（滝川市耐震改修促進計画）
対象：滝川市立滝川第一小学校、滝川市立滝川第二小学校、滝川市立滝川第三小学校、滝川市立西小学校、滝川市立東小学校、滝川市立江部乙小学校、滝川市立江陵中学校、滝川市立明苑中学校、滝川市立開西中学校、滝川市立江部乙中学校、滝川市立西高等学校

■中間処理施設

ごみ処理の広域化計画に基づく滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域中間処理施設であるリサイクリーンは、ごみ由来のバイオガスの利用によるエネルギーの有効活用を行い、埋立量を抑制する取組など環境負荷の軽減を図ります。

可燃ごみについては、既存民間焼却処理施設の平成25年3月31日での撤退に伴う代替施設の検討を行い、「中・北空知廃棄物処理広域連合」を5市9町により設立し、歌志内市に新たな中間処理施設である一般廃棄物焼却処理施設を建設し、「中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画」に基づき引き続き広域で共同処理を行います。また、ごみ焼却に伴う余熱を利用した発電を行いエネルギーの有効利用を図ります。

- バイオガスの多様な利用によるエネルギーコストの削減



図 4.20 リサイクリーン

■廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設は、各民間事業者による整備が基本となっていますが、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」等に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう努めるとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、当該施設に係る計画内容やその公益性を踏まえた上で、適正な管理運営等の維持を含め、当該施設に係る恒久性の確保が図られると判断する場
合については、都市計画決定に向けての検討を行います。

■し尿処理場

既存の処理施設の老朽化に対応するため、下水道との一元化処理の実施について検討を進め、市民の衛生環境保全の確保を図ります。

■火葬場

火葬場(滝の川斎苑)については、滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域を対象とし、市民生活を営む上で必要不可欠な施設であるため、今後とも施設の現機能の維持を図るとともに、今後の需要に応じて、適宜、周辺環境に配慮した上で施設更新を行います。

- 建替事業

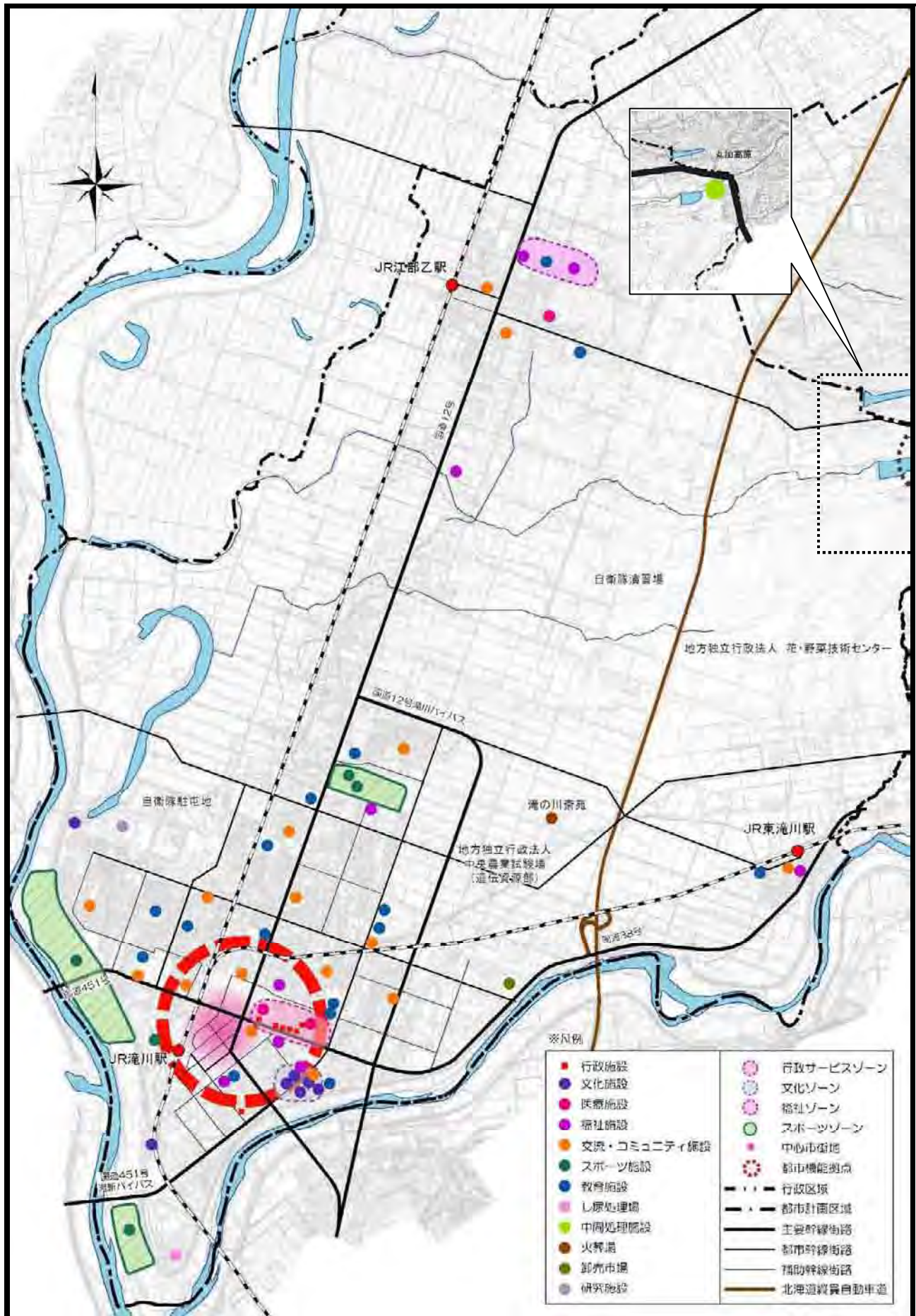
■卸売市場

生鮮食料品等の流通の広域化により、地方の卸売市場を中心に集荷力が低下傾向にあるとともに、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、卸売市場におけるコールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立や品質管理の徹底が求められています。また、情報技術を活用し、卸売市場における取引や物流の効率化を推進する必要があります。

（3）施設の維持管理方針

持続可能な施設活用を行うため、コスト意識の向上を図ります。また、減価償却を含めた市場に適応するルールによる行政コスト計算書（企業の損益計算書相当）の導入など、透明性のある仕組みの導入を検討します。

◆公共施設現況図



6. 都市環境

6-1. 都市環境に関する現状と課題

本市は、石狩川や空知川をはじめ、田園地帯、丸加高原など豊かな自然環境に恵まれており、また、生ごみのバイオガス化や植物油の自動車燃料利用に取り組むなど、環境問題に対しても先進的な取り組みを進めています。

その中で、本市に存在する**豊かな資源をより一層活用し展開していくとともに、魅力ある都市環境を維持していくことが求められており**、都市環境のあり方や重要性を認識し、**環境問題に関連した取り組みを先導的に進めていくことが重要**です。

今後、これらの都市環境に関する多様な課題に対応していくためには、行政主導の取り組みのみならず、例えば「まちづくり・川づくり協議会」のように**住民・企業・行政などが連携した「新たな公」による地域協働の取り組みで環境を活かした都市づくりを進めることが重要**です。

6-2. 都市環境の基本方針

地球環境にやさしい、地域特性を生かしたうるおいのある都市

都市環境の形成に当たっては、地球温暖化対策、生態系の保全、生活環境の改善、市民生活における安全・安心の確保など地域規模から地球規模まで幅広く対応する必要があり、広い視野で施策を展開していくことが必要です。また、良好な都市環境は、市民や来訪者に愛着をもたらすなど、定住促進や交流人口の増大にも繋がります。

一方、将来にわたり、持続的に都市環境を向上させていくためには、厳しい財政状況の中、市民・NPO等・行政の協働による「新たな公」の役割が重要となります。

このように都市環境は「北のエコ・コンパクトシティ たきかわ」を掲げる滝川市として、重要な事項であるとともに多岐にわたるため、「自然環境」、「公園・緑地」、「都市景観」、「都市環境施設」と4つの視点から施策を展開します。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 豊かな自然が共存する都市環境 | — 自然環境 |
| (2) 安心・安全で潤いある都市環境 | — 公園・緑地 |
| (3) 地域資源を活かした都市環境 | — 都市景観 |
| (4) 地球・地域にやさしい都市環境 | — 都市環境施設 |

6-3. 都市環境の施策

6-3-1. 自然環境

(1) 基本的考え方

本市の自然環境は、市民の生活にやすらぎと潤いを与える非常に重要な都市環境ですが、一方、都市活動などによってもたらされる生物多様性や生態系の保全などは、自然環境の自己保全の能力を超えており、人の手によって保全・育成を行う必要があります。

このため、行政施策のみならず、市民一人ひとりが、自然（生活）環境のあり方、重要性を認識し、対応していくことが求められています。

そこで、水・緑などの自然を保全するとともに生態系ネットワークの形成を図り、体験・教育の場などとしての活用や自然環境への負荷低減などの取り組みを、市民（コミュニティ）との協働で推進します。

(2) 整備方針

①水や緑などの自然環境の保全と活用

- ・緑の基本計画に基づき、石狩川、空知川、都市内河川を軸とした緑のネットワークにより環境軸を形成し、貴重な自然環境や樹木を適切に保全
(市街地を取り囲む農用地や森林、石狩川・空知川等の河川及びその河川緑地、市内の寺・神社などの周辺緑地、丸加高原の森林など)



水源の池



滝の川緑道



丸加高原

図 4.21 環境軸

②水や緑などの豊かな自然環境を環境学習、自然観察・体験、交流・観光拠点づくりの場として有効かつ適切に活用

- ・丸加高原の観光拠点としての整備促進
- ・丸加高原でのそらぷちキッズキャンプの多様な展開
- ・石狩川、空知川、ラウネ川等における環境教育の促進
- ・石狩川、ラウネ川、銀川等における親水空間の整備
- ・「子どもの水辺」再発見プロジェクト※の登録
- ・石狩川、空知川流域住民の参加とネットワーク形成を目指した川の駅(図 4.22 参照)の設置

※「子どもの水辺」再発見プロジェクト: 国土交通省、環境省、文部科学省が連携し、子どもの水辺での教育を促進する制度

【川の駅】

今後は、本来川が持つ豊かな自然や流域性を享受できるよう川へのアクセス性を向上します。また、道路や鉄道が整備されていなかった時代には、川は重要な交通路となっていました。

今後の新たな川の役割として、治水・環境のほか、観光・教育などを含め、流域住民の参加とネットワーク形成による「川の駅」の設置を関係機関に働きかけます。



僕らわんぱく川あそび隊



石狩川川下り体験



図 4.22 川の駅のイメージ

地図：石狩開発建設部資料

③生態系ネットワークの形成

- 鳥類や魚類、野生動植物等の生息環境の適切な保全
(丸加高原の森林、石狩川、空知川、ラウネ川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川流域の緑、農業地域の緑)
- 自然生態系の維持を最優先し、河川などの水辺における多自然型工法での整備・改修
(石狩川、空知川、ラウネ川、銀川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川)

④自然環境への負荷低減

- 自然環境の悪化を防ぐため、水質調査等の環境調査の継続的实施と必要な対策検討
(参考) 石狩川水系石狩川河川整備計画、石狩川水系空知川河川整備計画
- 河川などの水質改善のための産業排水対策、生活雑排水対策、清掃活動を推進
(石狩川、空知川、ラウネ川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川)

⑤地域（市民、企業、NPO など）との協働による活動体制づくり

- ・「緑とエコ」サポーターネット、「まちづくり・川づくり協議会」などの既存市民団体の活動支援
- ・学生ボランティア支援制度の導入検討

6-3-2. 公園・緑地

(1) 基本的考え方

公園・緑地は、憩いや安らぎを享受できる空間であることに加え、災害時における避難場所の機能を兼ね備えています。また、少子高齢社会を迎える中、コミュニティの形成や地域づくりの拠点としても重要な役割を担うため、多世代が安全・安心に利用できる公園・緑地の整備・利用・管理が求められています。

そこで、既存の公園・緑地のストックを活かしながら、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市民意向に対応できる仕組みづくりを構築し、コミュニティとの協働による公園・緑地づくりを進めます。

(2) 整備方針

①緑のネットワークの形成と拠点づくり

- ・緑のネットワークの拠点的な緑地の形成
（石狩川・空知川等の河川緑地、丸加高原の森林、その他大規模な地域制緑地※）
- ・緑のネットワークの軸となる緑地等の形成
（幹線街路の街路樹植栽、公共施設の敷地内緑地や外構緑地、丸加グリーンロード（桜並木）桜つつみ（中島町、有明町））

②社会動向・市民意向に対応した公園・緑地の整備

- ・緑と潤い、スポーツ・レクリエーションを提供する大規模な都市公園の継続的な整備・保全
（総合公園）池の前水上公園
（運動公園）滝の川公園
（地区公園）滝川西公園、滝川東公園、北電公園、江部乙公園
（緑地）石狩徳富河川緑地（滝川航空公園）、空知川緑地
- ・身近で潤いと安らぎを感じられ、コミュニティ拠点となるよう小規模な都市公園の適正配置と維持管理（滝川市内の住区基幹公園（近隣公園、街区公園）、緑道、都市広場等）
- ・防災空間としての役割や地域性、施設の長寿命化に配慮し、住民意向にあった公園となるよう、老朽化した公園などの再整備（滝川市内の街区公園）

※ 地域制緑地：自然公園法や森林法、農業振興地域の整備に関する法律などの法によるものや、協定、条例などによって指定されている緑地。自然公園（自然公園法）や保安林（森林法）、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律）などがある。